

2015年度 同志社大学大学院司法研究科 転入学試験（Aコース）

憲 法

解答用紙は問題ごとに分かれていますので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけません。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけません。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけません。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。摩擦熱等により文字を消すことができるペンの使用は認めるが、意図せず文字が消える可能性があることを承知の上で使用すること。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Aコース） 法律科目試験

（憲法）

第1問（配点：50点）

公職選挙法11条1項柱書は「次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない」と規定し、同項2号は「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」と規定する。同法は、投票所投票主義の原則（44条1項）、不在者投票制度（49条）について定め、同法施行令50条は、刑事施設において投票しようとする者についての不在者投票制度について定めている。

日本国憲法の改正手続に関する法律3条は、「日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する」と定めており、受刑者もこの投票権を有する。

Xは、大阪市α区の選挙人名簿に登録されている者である。Xは殺人罪で懲役7年の有罪判決を受け、2014年12月1日から大阪刑務所で服役中である。Xは刑務所長に対し、2014年12月14日を投票日とすると公示された第47回衆議院議員選挙について不在者投票を行いたい旨申し出たが、刑務所長は、公職選挙法11条1項2号に該当するので不在者投票など選挙権行使はできないと応答し、Xは選挙権を行使できなかった。

そこで、Xは、これにより被った精神的苦痛について国家賠償請求訴訟を提起するとともに、「Xが次回の国政選挙および地方選挙において選挙権を行使しうる地位にあること」の確認を求める訴え（行政事件訴訟法4条）を提起した。

本件確認訴訟において、Xの訴訟代理人はどのような憲法上の主張を行うべきかについて述べなさい（なお、国家賠償請求訴訟における主張については言及しなくてよい）。

第2問（配点：50点）

「行政裁判所」は、「特別裁判所」であって憲法上許されないか。「行政裁判所」および「特別裁判所」の意義について明らかにしながら、論じなさい。